

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成27年7月24日（金） 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成 27 年第 3 回牛久市議会臨時会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	7 月 2 4 日	金	午前 1 0 時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (5 1 号～5 7 号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○議員提出議案上程 (9 号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○議員提出議案上程 (1 0 号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○決議案上程 (7 号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○決議案上程 (8 号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論

				○採 決 ○閉 会
--	--	--	--	--------------

平成27年第3回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成27年7月24日（金）午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第51号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第52号 牛久市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第53号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第54号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第55号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8. 議案第56号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9. 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第10. 議員提出議案第 9号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について
- 日程第11. 議員提出議案第10号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第12. 決議案第7号 ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の開催を求める決議について
- 日程第13. 決議案第8号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について

午前10時00分開会

○議長（市川圭一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番長田麻美君、6番山本伸子君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第51号ないし議案第57号の7件、議員提出議案第9号及び議員提出議案第10号の2件、決議案第7号及び決議案第8号の2件であります。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により報告第10号及び報告第11号、専決処分の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第2回定例会において可決されました年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の1件につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長へそれぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定について

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第51号ないし日程第9、議案第57号の7件を一括議題といたします。



議案第51号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第52号 牛久市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

議案第56号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成27年第3回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会できますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本臨時会に提出いたしました議案は、条例の改正、補正予算、工事請負契約の締結など、全部で7件であります。

それでは、議案の順に従いまして、御説明申し上げます。

議案第51号は、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、全国民に付番される個人番号を含む情報の利用及び提供の制限等について、新たに規定するものであります。

議案第52号は、牛久市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、竜ヶ崎市農業協同組合の名称変更に伴い、条例中の文言について、竜ヶ崎市農業協同組合から竜ヶ崎農業協同組合に改正するものであります。

議案第53号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市消防団員の処遇を改善し、地域防災力の強化につなげるため、消防団員が災害や訓練等に出動した場合の費用弁償の額を引き上げるものであります。

議案第54号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、少子高齢化及び生活形態の変化に伴い、牛久市消防団員の数が減少傾向にある中、団員の処遇を改善することにより団員の増加を図り、地域防災力の強化につなげるため、団員の年額報酬の額を引き上げるものであります。

議案第55号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に8,578万7,000円を追加し、予算の総額を247億4,771万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、田宮西近隣公園整備に対する国庫補助金である社会資本整備総合交付金の交付決定額が当初交付見込み額を上回ったことによる増額計上、及び財政調整基金繰入金増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は、牛久市のシティプロモーションの取り組みとして、牛久市の公式キャラクター「ラーシク」の着ぐるみの製作経費等の増額計上であり、土木費の都市計画費につきましては、田宮西近隣公園整備事業において、国庫補助金の交付額が当初見込み額を上回ったことに伴う事業費の増額計上であり、消防費につきましては、消防団員の報酬及び費用弁償の額を見直すための増額計上であります。

これら一般会計補正予算のうち、シティプロモーション事業及び田宮西近隣公園整備事業につきましては、その工期の面から、また消防団員の報酬等の増額につきましては、4月1日に遡及して適用することから、第3回定例会の議案としてではなく、本臨時会の議案としたものであります。

議案第56号は、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、既定の予算額に1,190万円を追加し、予算の総額を24億558万4,000円とするもので、歳入歳出予算及び継続費について補正するものであります。

今年度当初予算において、平成27年度及び平成28年度の2カ年の継続費を設定し、かわはら台行政区周辺48ヘクタールの雨水対策として、柏田第一雨水幹線工事を予定しておりましたが、4月に行われた工事単価の改正に伴い、人件費が上昇し、予算に不足が生じたことから、増額計上するとともに、あわせて継続費の年割額及び総額の変更を行うものであります。

当該工事の主要な部分であります推進工事につきましては、台風や大雨の時期となる来年7月までに工事を完成させる必要があることから、第3回定例会ではなく、本臨時会の議案としたものであります。

議案第57号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、平成27年度ひたち野うしく小学校校舎増築工事について、工事請負契約を締結す

るものであります。

工事の内容につきましては、児童数の増加に伴う教室不足の解消のため、普通教室6室及び特別教室・多目的教室3室を備えた2階建て校舎を整備するもので、去る7月9日に一般競争入札を執行し、塚原・櫻井特定建設工事共同企業体が4億5,252万円で落札したものであります。

以上が、条例の改正、補正予算、及び工事請負契約の締結の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第51号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第51号について、質問いたします。

この条例は、番号法との整合性による条例改正だと思うのですが、この中で特定個人情報、この内容について出ておりますが、番号法との関係では、27条で個人番号を保持する前までは、プライバシー保護に係るリスク対策を立てまして国民等に公表する、そしてまた国民等から信頼確保を目的とした特定個人情報保護評価、この実施を義務づけていると聞いております。特にこの保護評価については、業務システムの改修工程の中で、プログラミング作業の開始前までに実施をするとしていますが、市の対応はどうなっているのか伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 遠藤議員の特定個人情報保護評価の牛久市の状況についてお答えいたします。

いわゆるしきい値保護評価なのですが、牛久市は現在13業務ということで、全て終了しまして公表しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） そうしますと、しきい値ということについては全て、13業ということですか、全て公表ということなのですが、この内容について伺います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） まず、住民基本台帳に関する事務、個人住民税に関する事務、固定資産税に関する事務、軽自動車税に関する事務、国民健康保険に関する事務、児童手当に関する事務、児童扶養手当に関する事務、子育て支援に関する事務、介護保険に関する事務、後期高齢者医療に関する事務、障害福祉に関する事務、高齢者福祉に関する事務、健康情報に関する事務、以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ありませんね。以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号についての質疑を許します。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。

53号議案でございますが、当然これは消防団の幹部会等で議論が行われていることというふうに思いますけれども、その議論の内容及び経緯について確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 交通防災課長齋藤 勇君。

○交通防災課長（齋藤 勇君） 交通防災課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

幹部会の中では、こういった要望書が議論されまして、処遇改善の要望書を受けまして、市のほうでこういったものを検討しております。平成25年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されまして、団員の処遇改善が規定されたところでございます。その後、ことし6月に、読売新聞のほうに消防団の費用弁償とか報酬の記事が掲載されまして、牛久市につきましては、平均20位程度の金額になっていたという経緯がございます。それを受けまして、その後、消防団のほうから要望書が提出されました。

今回の改正につきましては、引き上げによりまして茨城県内、牛久市の人口が10位ぐらいのレベルにありますので、そういった人口レベルの順位まで引き上げようとするものでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今、課長のほうからる説明があったわけでございますけれども、この金額そのもの、アップの額の根拠についてはいかがでしょうか。再度お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 石原議員の御質問にお答えいたします。

金額の根拠でございますが、人口規模、活動規模に合わせて決定しております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、質問をさせていただきます。今の質問で、この改定となるということの経緯はわかりましたけれども、ちなみに近隣の地域では、この消防団の支給される報酬というのはどのぐらいの額になっているのかをお示しをいただきたいと思っております。

改善の要望というのは、新聞記事等の影響もあって、消防団の幹部会議の中で話し合われた

というようなお話でしたけれども、これ以前にもこうした話はなかったのかということです。消防団の活動というのは本当に大変なことで、私たちが日ごろの安心・安全な市民生活ということを守ってくださるという意味で、これは大変重要なことだということで、もちろん認識はしているところなのですけれども、いつの時期にこの金額となって、それがずっとそのままになっていたのかという経緯をちょっと再度お尋ねをしたいと思います。

それから、今のことで、幹部会のほうの話等も最近の話というふうに伺っているのですけれども、今の答弁では最近の話だということでお伺いをしたのですけれども、これ、もうすぐ市長選というような時期があって、それとの絡みというようなことも憶測する筋というものもあると思うのですけれども、その点については市民要望というか、消防団のほうの要望とか、そういうようなことの中から出てきたということによろしいのかどうか。再度確認をしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） まず、改定の額でございますが、改定前につきましては、やはり牛久市の場合、県内44市町村の下位のほうにありました。それで、今回の改定で中位あるいは上位、人口規模に見合った額ということになっております。

また、今回報酬につきましては、当該現行の額が平成4年改定されたままで、その後改定がなされておりました。そういった中で、非常に消防団、献身的に活動をしている中でずっと上げていなかったということで、いろいろ通知とか新聞の話題にもなりまして、その中で話し合いの中から、消防団の方からも要望があって引き上げた、という経緯でございます。平成4年ですから、現在27年ですから、23年もそのままになっていたという経緯がございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 23年間放置されていたということで、消防団員の数が減少している中で、消防団の方々の処遇、少しでも改善されるということは、大変重要なことだというふうに思うのですけれども、この間、一度もこうした報酬の額について妥当なのかというようなことが、消防団を初め、それから担当課としても、要望というのは上がってなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

そして、この時期はあくまでもさきの制定された法律、その他評価の中で出てきたということによろしいのかどうか。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） これまで具体的な、正式な議論はなかったです。それで、今回の引き上げについては、時期的にはやはり通知とかその中で、話し合いの中で、今回引き上げ

ということで決定しております。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号についての質疑を許します。8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、数点質問させていただきたいと思いますが、まず資料の6ページ、7ページの最初のところで、広報広聴費のシティプロモーション、着ぐるみを作成するというので、163万9,000円という補正が、需用費とともに補正が委託料として、この金額が補正されているわけですが、これは委託というのどういう形で行うのか。それから、済みません、そもそもラーシクの選定の経過を再度確認をしたいと思います。

それから、この着ぐるみのその委託料ということで、どういうことで委託をしていくのか。その活用方法、今後ラーシクをどういう場面でどういうふうを活用していこうとするのか。その点についてお尋ねをいたします。

それから、あと土木費の公園費のところ、田宮西近隣公園を整備するというので、これまでも土地を買い、そして順次公園整備を行ってきたのですが、今回のこの補正分については、どういうところで工事を進めているのか。それから、あと今後の、これでもうその全体の工事の中では、どこまでが終了できているのかということと、それから今後、完了するまでの予定されるものがまだあるかどうか。総経費等も含めてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 須藤議員のラーシクについての御質問にお答えします。

まず、ラーシクの製作に至った経緯について御説明させていただきます。市の魅力を発信するシティプロモーションというのは、先生も御理解いただいているかと思うのですが、そうした中で、ちゃんみよTV、綾部理事長のほうの人脈によりまして、今回作品を依頼した有賀 忍先生との人脈によりまして、今回の話が持ち上がったものでございます。綾部理事長のほうがちゃんみよTVでかなり活躍しているということが先生の耳に入りまして、ぜひ牛久市を応援したいということから、まず話が持ち上がってまいりました。

今後の展開につきましては、職員一人一人が市の魅力を発信するということから、名刺へのラーシクの使用、また市及び関係団体の発行する広報資料、また啓発品等に入れていきたいと考えております。

また、サブキャラクターにつきましても、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、今回の補正に上げました着ぐるみの発注方法につきましては、現在のところ入札を考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

公園工事につきましては、平成25年度から平成28年度、この3カ年の複数年で実施しております。25年度には調整池の部分を完了させまして、昨年度、26年度につきましては、公園部分の造成工事、また電気配線工事と雨水側溝の一部を実施しました。今年度、27年度におきましては、雨水側溝工事、それと周辺民家への進入防止や、調整池への転落防止のためのフェンスの設置工事、またトイレ設置工事、それと植栽工事などを予定しております。さらに、28年度、完了の年となりますけれども、ここにつきましては、公園の外灯及び通路排水、これを整備しまして完了というような計画でおります。以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 答弁漏れ。総経費を一応、どのくらいを見込んでいるのか。

○議長（市川圭一君） それは田宮西近隣親水公園のですか。はい。建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） 25年度からの総事業費ということになりますと、5億884万円、これを見込んでおります。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、シティプロモーションのほうのラーシクの件ですけれども、有名な作家の先生から、ああいうゆるキャラのような形のキャラクターが採用されたということですが、全国ではこうしたゆるキャラ等を、いわゆるキャラクター自身を公募するというようなこと、それがまず1つのシティプロモーションにつながるというようなことも行われている、そういう自治体も結構多いというふうに思います。そういう中で、あえてこうした特定の方を念頭に置いたキャラクターづくりということは、どの点が魅力であるのか、そういうことについて、まずその選定過程で、このあえて公募等にならなかった理由をお尋ねいたします。

それから、今後の中で、着ぐるみをつくっていくということも、ここに入っていくと思うのですけれども、大きなイベント等で着ぐるみを着た方とか、そのラーシクが活動する場というのが与えられていくというふうに思うのですけれども、これ、市民の方が、いろんなところで市民の方々にその着ぐるみ自身を貸し出したりして定着させていくとかという方法もとられているというふうに思うのですけれども、そういう一つ一つの印刷物以外のところでのラーシク

の活用ということについては、現在考えられているのかということについてお尋ねをいたします。

それから、あと田宮西近隣公園ですけれども、28年度分まで事業があるということで、この間、この田宮西近隣公園を当初整備するに当たって立てられていた工事の事業費と、現在の中、この年々、資材高騰したりしている中で、経費として膨らんでいっている部分というのがどの程度できたのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

ラーシクのキャラクターにつきましては、先ほど申しました有賀先生と綾部理事長のほうの提案がありまして、それをぜひ牛久市の活性化に使ってほしいという提案がございましたので、それを庁議の中で検討し、決定させていただいた次第です。ですから、公募という流れはとっておりません。

それと、着ぐるみにつきましては、今後の展開なのですけれども、今回の補正に上げた理由というのが1つありまして、これは10月18日に行われるうしくみらいエコフェスタ、これは大きなイベントになるのですけれども、ここで初めて登場させたいという思いがありまして、今回の補正になった次第です。

今後、着ぐるみの貸し出しも含めまして、牛久市のラーシクを広く浸透させるために、貸し出し等も含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 建設部長山岡康秀君。

○建設部長（山岡康秀君） それでは、当初の予定と28年度までの現在の金額ということですけれども、これは排水とか通路、または外灯とか、変更等、当然見直しをかけながらやってきました。その中で、当初予算よりも当然人件費等は上がっておりますけれども、金額的な変更はございません。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。18番利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） 今の審議の中で、公式キャラクター、ラーシクの着ぐるみ製作の問題等についてお尋ねをしたいのですが、市の活性化に協力したいという申し入れがあったということなのですが、この着ぐるみ等は全国的に見ても、大きく成功しているところというのはそうはないというふうに聞いておりますが、どの程度その点を審議をされたのかという点。それと、目的というのがよくわからない。そして、またこれを製作し利用することによる効果、どの程度検討されてきたのかという点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 御質問にお答えします。

牛久市の場合、牛久市観光協会が指定しているかっぱのキューちゃんというゆるキャラがいるのですが、今回のラーシクにつきましては、その御当地キャラを脱出しまして、全国的に有名になる、それは結果的には牛久の認知度を上げるということになりまして、これは当然シティプロモーションの目的になると考えております。

それと、効果につきましては、今回の、今申し上げましたように、市の認知度を高めるというのが当然1つであって、また親近感を抱いてもらうことで、市への誘客、また企業の誘致、定住促進を図りまして、今後予想される人口の減少の克服、また地域の活性化が今回の狙いでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 利根川英雄君。

○18番（利根川英雄君） ゆるキャラとしては全国的に有名なのが熊本のかまモンですか、それと船橋のふなっしーですか。いろんなところでいろんなゆるキャラをつくっているのですが、なかなかそういうような効果が出るかどうかというのは多少疑問だとは思いますが、それと、毎年だったかどうか、ゆるキャラのコンテストというのがありますよね。そういったもの等にこれまでの着ぐるみ、出場したことがあるのかどうか。それらの問題を、今の答弁の中では、十分吟味し、議論し、検討していったというものがよくわからない。

そして、このラーシクというのが全国的に有名になる、認知度が上がるというふうに今思っているようですが、やってみないとわからないことであって、じゃあ今までのかっぱのキューちゃんですか、これはどの程度認識があったのか。なぜそれを変えていかなきゃならないのかということも、非常に不明確ですね。また、なぜそのこんなに急いでつくらなきゃならないのかという点です。どの程度審議をして、そして会議を何回重ねて決定したのかどうか。

それと、先ほど言った、これまでのゆるキャラのコンテストに出たことがあるのかどうか。それらについて、どの程度総括をされたのかどうか。この点について再度お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 再度の御質問にお答えします。

決定に至るまでの会議の回数等につきましては、部長会議、また課内の会議、庁議と、何度か検討を重ねまして、決定に至った次第であります。

また、コンテストというお話が出ましたけれども、かっぱのキューちゃんのほうは何度か出ているということをお聞きしておりますが、今回そのラーシクにつきましても、コンテストを含めて全国的に広める、浸透させるということで、努力してまいりたいと考えております。

（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（市川圭一君） 自席をお願いします。

○18番（利根川英雄君） 会議を何度やって検討したのかということと、ゆるキャラのコン

テストに出ているということで、これらは、これらも含めて検討をして、ラーシクにするに至った経過というものを聞いているのです。その質問、答弁がなかったのです。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） いずれコンテストにつきましては、これから着ぐるみをつくるわけですから、そのコンテストというのは……。かっぱのキューちゃんにつきましては、御当地キャラということで、コンテストに何回か出ているということは、私も聞いております。それも、その中にラーシクを登場させるということも含めて、これは全国展開に持っていきたいと考えているということです。

会議につきましては、先ほど申しあげましたように、内部の会議については数回、ちょっと回数的には覚えておりませんが、3回から5回やっていると思います。それと、部長会議、また庁議というふうに検討しております。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 利根川議員に答弁申し上げますが、地方創生ということで、牛久市のほうといたしましては、シティプロモーション、この事業を立ち上げてございます。その予算の中で、電通さんとこの牛久のシティプロモーションについて契約をして、そしてキャッチコピー及びそういうものを含めた今後の牛久のシティプロモーションのあり方等について案をいただいております。その案のキャッチコピーの中で、ラーシク、牛久らしくというものについて、あなたらしく、私らしく、牛久らしくと。そういうようなキャッチコピーが出てきておまして、そのことと偶然にも有賀さんが御提案されたラーシク君、ラーシクというキャラと、それからキャッチコピーもほとんど同じようなものでございました。今の時代の先端を常に調査し、そしてさまざまな企業活動、また市民活動等に、また国のさまざまな宣伝、広告の業界の中にあつて、先端を行っている電通さんの提案と、その有賀さんのほうの提案とが、偶然にも一致したということは、牛久市というもののありようというものについて、それなりのやはり研究された方、また有賀さんみたく、牛久というものを外から見て、牛久というもののイメージ、そういうものを、また今後のイメージというものをつくり上げるものが一致したということは、これは議論よりも基本的に牛久市としてはこれはすごく千載一遇のチャンスというふうに捉えるべきであろうというふうに私は感じております。

その2つの提案というものが一体となって、今後電通さんのシティプロモーションの中に、有賀さんのラーシクのキャラも含めて、さまざまなそのラーシク君の一面的なものではなく、それを立体的にさまざまな動き、そういうものを提案していただいておりますし、またその仲間たちの提案もしておるということで、このいわゆる着ぐるみ1つつくって終わりというような浅はかなものではなく、今後の牛久自体を象徴するものとしてのキャッチコピーと、そして牛

久らしくと、それも市民の方があなたらしく、私らしく、そして牛久らしくというふうを持っていくことは、これからの牛久市のまちのまちづくりのありようと同時に、他市町村との差別化というものはっきり図っていく上で、非常に有用なものというふうに会議の中で理解して、そして決定したわけであります。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。7番杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 55号について、何点が質問をします。

今お話しの中のシティプロモーションのことですが、確認の意味で質問いたします。このシティプロモーションの総額はどの程度の額を定めているのかということについてお聞きしたい。

それから、このシティプロモーションの中に、当初から公式キャラクターというものを新たに設置、設定するということが入っていたのかどうかということについてお聞きします。

それから、サブキャラクターというのが、先ほどの答弁の中で出ておりましたけれども、サブキャラクターということまで考えているのかというのは初めて聞いたわけですが、どのようなことを考えているのか。それについてお聞きいたします。

それから、答弁の中で、今市長の電通というお話がありましたけれども、電通とはどういう契約を結んでいるのか、あるいは契約額ほどの程度なのか、質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 杉森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、シティプロモーションの事業費でございますけれども、ただいま電通という話をさせていただきました。これがシティプロモーション事業の1つになっているわけですが、160万円でキャッチコピーの作成、またこれをポスター化する費用、原図ですね、その印刷経費は含まれておりませんが、その電通との契約を行っております。

それと、今回のラーシクのサブキャラクターにつきましては、これは有賀先生のほうから再度の提案がありまして、本体のラーシク、そのほかにそれを連れて歩くというのでしょうか、ラーシクの後ろについて歩くサブキャラクター、小さな子供たちというイメージだと思うのですが、そういうものを考えていますよということで御提案があったものですから、御紹介をさせていただいたところです。

あと、このラーシクの有賀先生との契約ですけれども、今回この提案をしていただいたラーシクについては無償となっております。販売物等の場合があった場合についてロイヤリティーが発生するという契約を結んでおります。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 補足的に答弁申し上げますが、牛久のかっぱのトレードマークといえますか、キャラは、あれは私たちが若いころ、商工会の青年部時代に工業部会が提案をしてつ

くったものでございまして、それを青年部の工業部会が観光協会のほうにそれを、その使用及び権利を譲渡したという経緯がございますので、その辺のことも御理解いただきたいと思いません。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（市川圭一君） 答弁漏れですか。

○7番（杉森弘之君） シティプロモーションの総額イコール電通の契約額ということで言われているという意味で理解していいのですか。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） ただいま申し上げました電通との160万円、今回の補正を組ませていただきました委託料、また需用費、これを総額でシティプロモーションの事業として現在展開しているところでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） サブキャラクターの子供たちの何かあれをつくるというふうなことも考えているということですが、その予算はどの程度見込んでいるのですか。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 再度の御質問にお答えします。

これは今具体的になっているわけではありませんで、そういうシチュエーションも考えているということですから、現在のところ予算化しているということでもありませんし、どういう形で登場、今イラストとしてラーシクもあるわけですから、そういうイラストの中に入ってくるという形であるかなと考えておりますけれども、現在のところどういう形で登場させるかというのは予算化もしてありません。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長池邊勝幸君。

○市長（池邊勝幸君） 有賀 忍さんとの契約は基本的に無償契約でありまして、このラーシクのキャラも含めて、そのほか今後いろいろなその補足的なサブキャラも出てくるとは思いますが、基本的に一応著作権といいますか、いろんな権利が発生しますので、正式の契約は結びましたが、有賀さんとの関係におきましては、先ほど室長から答弁してありますように、ちゃんみよTVの綾部さんと大学の先輩、後輩と、そしてちゃんみよTVという地方のインターネットテレビということで、後輩が頑張っていると、そういう活動を見ていて、先輩である有賀さんが応援するよと。そして、牛久のまちの活性化のためにも自分でこれからいろいろこのラーシクも含めて協力していくからという、そういう善意の申し出、そういうものが私どものほうに入ってきてまして、そういう善意で牛久というものを応援してくれると。ああいう有名な方がですね。それはもう気持ちよく受け入れるべきだというふうに私も思っております、一般の業者だとか、そういう形での契約とか、そういうものでこちらがお願いしてやっている

ものではございません。それだけ補足で答弁しておきます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。5番長田麻美君。

○5番（長田麻美君） シティプロモーションのキャラクターの着ぐるみについてなのですが、ちょっと個人的な見解で申しわけないのですが、私の周りからそのラーシクを見て、あんまりそんなにいい評判がないですね。申しわけないのですが。あの有賀先生がどれだけ大変すばらしい方かはもちろん存じていますが、例えば御好意の上にさらにお願いを申し上げるのは申しわけないのですが、何点かキャラクターを描いてもらって、それを市民投票にするとか、やはり市民が、みんなが愛すべきキャラクターでなければ、牛久市のキャラクターとしてはいかがなものかなというふうに考えております。

あと、そういう案については今までなかったのかということと、あと今までずっと活躍してきたかっぱのキューちゃんについては、グッズや着ぐるみなどがもう既にあると思いますが、そちらについて今後どのようなふうに使っていくのかをお示してください。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 御答弁申し上げます。

先ほどから答弁をさせていただいておりますけれども、有賀先生とちゃんみよTVの綾部理事長との提案で今回これがかなうことができました。それを今、今後どのように市民のほうに浸透させ、また全国的に浸透させるという役目は我々が持っていると思います。そういう中で、市民に愛されるキャラクターとなるよう努力してまいりたいと考えております。

また、有賀先生におきましては、NHKのおかあさんといっしょのこんなこいるかなのキャラクターを作成した先生でありますので、その辺は私たちは信頼をしているところであります。

かっぱのキューちゃんとの関係もあるかと思うのですが、これは、かっぱのキューちゃんについては、かっぱの伝説をもとに地元カラーを全面的に出したものと考えておりますけれども、このラーシクについては牛久市の活性化のためのトータル的なイメージとして考えておりまして、今後とも共存共栄で頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第55号、今御当地キャラクターのことで大分議論が出ておりましたが、私のほうからは、このラーシクの著作権、先ほど市長のほうからもそのようなお話が出ていましたが、この著作権のことをどういうふうにして市として考えていくのか。といいますのは、やはりこれが市民に浸透してきますと、さまざまな形で、例えば、わかりませんが、いろいろなキャラクター商品やら何やらということになると思っておりますので、その辺についてどのようにお考えになっていくのか伺います。

それと、消防団の運営のことなのですが、これは54号との関係もあるのですが、4月1日

からさかのぼってということなのですが、見ていますと、大体各1万円ずつの金額が、金額と
うか報酬が上がっているのですが、この中で分団長ですか、そこだけがちょっと金額が違っ
ているようなのですが、この根拠について伺います。

○議長（市川圭一君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 御答弁申し上げます。

先ほども申し上げたところでございますけれども、今回のラーシクの使用許諾権につきまし
ては、著作権ですね、これは牛久市のほうにございます。ただし、販売物等の、これは牛久市
以外でもそうなのですけれども、販売物品等が生じた場合については、販売物品の価格掛ける
5%のロイヤリティーが先生のほうに発生するというので契約を結んでおります。以上です。

○議長（市川圭一君） 市民部次長岡見 清君。

○市民部次長（岡見 清君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

報酬を分団長が2万円の引き上げということでございますが、分団長につきましては、引き
上げ前が著しくほかの報酬と比べて低くて、1万円だけ値上げしますとまだまだ中位までいか
ないということで、2万円ということで合わせております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号ないし議案第57号の7件
については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思いま
す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号ないし議案第57号は、
常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 議案第51号について反対討論をいたします。

これまで私たちの会派は、マイナンバー制度、国民総背番号制については、個人のプライバシーに関し大きくかかわる問題として反対をしております。今回の改正は、その内容に伴う条例改正となるために、これまで同様反対をするものであります。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号ないし議案第57号の7件を順次採決いたします。

まず、議案第51号、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、牛久市農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第3号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時20分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議員提出議案第9号を議題といたします。



議員提出議案第9号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 議員提出議案第9号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

現在の政治倫理条例は、執行機関である市長と議決機関である市議会議員を同一視したもので、二元代表制の観点からすれば分離するのが当然と考え、章を変えて分離をいたしました。

これまで何度かの提案に対し否決をされてきましたが、その都度指摘された項目を修正してきました。

今回の修正は、請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項第4条第2項の1及び2、市民調査権第13条の第1項については、議員と同等とするものであります。

さらに、政治倫理審査会については、議決事項ではないので現在の規則をそのまま適用し、本条例が採択された後、必要事項を精査し改正するものとします。

詳しくは条例案をもって御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 議員提出議案第9号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例に対する賛成討論。

周知のように、本条例案は、これまで再三にわたり否決されてまいりましたが、そのたびごとに修正を加え今日に至っていることは論をまたないところであります。

しかるに、反対者は、重箱の隅をつつくがごとく、条文の表現のみ等を問題に取り上げ反対理由としておりますが、そのような行為は木を見て森を見ないということわざのとおり、本条例案の趣旨を理解していないからであると考えます。

ところで、本条例案のポイントは、主に第3条に記されておりますが、特に第1項の6番目に記載されている「市長が兼務し市が出資する法人等の役員は、市長辞任後、その役を辞する

こと」との規定は、現行の政治倫理条例には見当たらないものであることから、まさに時宜を得たものであると判断をいたします。

したがって、本条例案には賛成であります。議員各位の良識ある判断を期待し、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 傍聴の皆様、御苦労さまでございます。

議員提出議案第9号について、賛成討論を行います。

これまで政治倫理条例については、一部改正や新たな条例としての提案が何度となく行われてきました。条例の遵守事項を1親等から2親等に変更することは可決されましたが、それ以降はさまざまな理由を述べて否決され続けております。

政治倫理の確立と向上は、首長や議員が守らなければならない根幹のものであります。これまでの政治倫理条例では、政治倫理の基準や請負契約等の遵守事項などの記述が曖昧だったり、政治倫理審査会の設置等の規定も明確でなかったりと、さまざまな点で不備が見受けられます。私たちは市政にかかわる者として、より厳密なルールのもとで、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与し、市民の信頼に応えることが必要だと考えます。

前回の議会でも、政治倫理条例は提出されましたが、提案者が質疑で指摘された条文の一部を訂正したいとの申し出に反対した上で、採決ではその不備を問題として条例に反対するという暴挙に出たのであります。こうした行為は決して許されるものではありません。今回はぜひ牛久市議会としての見識を示していただきたいと思えます。

議員各位の賛同をお願いし、賛成討論にさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 現在の政治倫理条例は、提案理由にもありましたように、執行機関である市長と議決機関である市議会議員を同一視したものでありまして、二代表制の観点から分離するのが当然のことと考えます。また、これまで賛成討論の中にもありましたように、何度も議員提案が否決され、再提案を続けているという現状があります。その都度反対議員から指摘された項目を盛り込んで修正した上で提案を重ねてきております。これは、議員多数の

合意を得るために最善の努力を重ねてきていることのあらわれであります。

さらに、第2章、市長と政治倫理基準の中で、第3条6項にありますように、「市長が兼務し市が出資する法人等の役員は、市長辞任後、その役を辞すること」というふうに盛り込まれております。これは、現状では市長が万が一辞任された場合においても、例えばグリーンファームとか牛久都市開発株式会社等の会長等の職を続行できることになっているわけです。この役も辞すべきであると考えことから提案をしているわけです。

また、さらに第3章の市議会議員の政治倫理基準の中で、第18条の8項の中で、「公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を棄損する行為をしないこと」ということが盛り込まれております。ある議員においては、これに該当する行為がたびたび行われてきているところでございます。

こうしたことから、今回のこの条例案に賛成をするものです。議員各位の御賛同を心よりお願いを申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 議員提出議案第9号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についての賛成討論を行います。

この政治倫理条例の目的には、「いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講じる」とあります。

私は、今ほどこの牛久市政の中において、この政治倫理条例というものを強化しなければいけない、そのような時期はないのではないかというふうに思います。

この改正案においては、第4条の中に、市長等が役員をしている会社、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社又は市長等が実質的に経営に関与している会社（以下これらの会社を「関連会社」という。）、それらに市の請負契約及び指定管理者の指定の申し入れを辞退させるとあります。

そして、今回のこの改正では、市長等が実質的に経営に関与している会社というものの規定をより厳しいものにしております。市長等が資本金等の5%以上を出資している会社、市長等が年額60万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を受領している会社、そして市長等が経営方針又は主要な取引に関与している会社、これらの規定は、今までの規定を大幅に強化したものであります。これでもまだ一部の市民からは、市長等が資本金等の5%以上というものを出資していなくても、例えば市長が持ち株会社というものを持っていて、そしてそ

の持ち株会社を通じて行うならば、実質的に同じようなことになるのではないかというふうな指摘もございます。

これらの点についてもこれから検討していかなければならないというふうに思いますが、私は、最初の目的の「いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないように」、今回のこの政治倫理条例について議員諸氏の御賛同を心からお願いを申し上げて、賛成討論にさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 傍聴席の方は静粛をお願いいたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第9号について採決いたします。

議員提出議案第9号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第9号は否決されました。

次に、日程第11、議員提出議案第10号を議題といたします。

—————○—————

議員提出議案第10号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 提案理由の朗読をもって説明とさせていただきます。

公共用地の取得に際して、茨城県を初め県内32市のうち、半数の16の自治体が土地開発基金条例を廃止または凍結しているが、牛久市は、土地開発基金を多用している。

一方、土地開発基金条例は、昨年9月の第3回定例市議会で一旦は廃止されたものの、市はこの議決に納得せず、同年10月5日の日曜日に臨時市議会を開催して再議に付し復活させた。

しかしながら、総合計画に位置づけられていない事業が地域間競争を勝ち抜くための事業として急遽浮上し、土地開発基金で土地の買い取りが決定されるという現状は、たとえ土地建物

取引等検討委員会や庁議で検討されるとしても、事業計画なくして土地の購入を優先しているとの疑念を持たれる傾向が高いという意味で、土地を取得する適切な手法とは言いがたい。

加えて、現在の地方都市の地価の動向を踏まえれば、購入した土地について、事業化までにはかなりの時間を要する場合もあることから、土地の評価損が生じることも考えられる。

したがって、「ムリ・ムラ・ムダ」のない市政運営を行うためにも、牛久市土地開発基金条例は廃止されてしかるべきと判断し、提案するものである。以上であります。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議員提出議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 議員提出議案第10号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例案に対する賛成討論をします。

この条例は、牛久市にとって再議にかけるほど必要で便利であるということが、過去の議会の答弁で明らかになっております。しかし、この土地開発基金は、執行者、いわゆる市長を含めて執行者、市役所の職員にとっての利便性であっても、納税者にとりましては、小坂城址の問題の1件から端を発して、この条例は市民にとって余り利便性のないものと言わざるを得なく、そして私のほうに時々寄せられる声は、この条例は即刻廃止すべきであるとの声が大変多くなっております。何ら具体性のない土地を先買いして、後から補助金がついた段階で事業化する手法は、相対的には無駄が多くなり、本当に市民が必要とする政策としては、大変この事業は市民の意向とは乖離しております。

そして、また今までこの土地開発基金によって取得された土地のランニングコストも多大に

なと思います。本当に今現状、ことし等においては暑く、そして雨が多いせいか、大変草木が生い茂っております。そのメンテナンスも大変なコスト高となっております。

本来、先ほど提案者が言われたように、市の事業に対しましては総合計画があり、そして実施計画をするというプロセスを踏んだ形が一般的な行政の手法であると考えられますが、この土地開発基金の運用については、庁議や土地建物等取引検討委員会の総意であると、場面、場面で執行部は答弁されておりますが、極めてこの土地開発基金は市長が恣意的に進めているのではないかという市民の訴えと考えが寄せられております。

市民はそうした中で、再度小坂城址のような問題が起きないためにも、この条例は廃止すべきとの声を日々多く寄せられてきているのです。本日のこのように傍聴者が多いのも、その関係かと思えます。3月定例会でも議会が市民の疑念を明らかにすることなく、百条委員会が意図的に流会となったことも、より一層この条例の運用のあり方に市民は疑念を持ち、廃止の方向をとという考えに至っていると思われまます。議会が納税者の立場でのチェック機能がないとなれば、議会の信頼性が損なわれ、そしてまた今回4月に行われましたように、投票率の低下につながっていくものと思われまます。

つきまして、この土地開発基金を廃止する条例案に賛成といたしまして、私の討論といたしますが、ぜひ議員各位におかれましては、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 議員提出議案第10号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、賛成討論を行います。

先ほどから出ておりますように、土地開発基金条例の廃止をめぐるっては、昨年9月の第3回定例議会に上程され賛成多数で可決されましたが、市長の並々ならぬ思いで開催された10月の臨時議会で再議に付され、復活されるという事態が起きました。かつて地方自治体が大規模に土地を収用し開発を進めるといった手法によるまちづくりをしていた時代には、土地開発基金は一定の役割を果たしていたとは思いますが。

しかしながら、時代の変容とともに、その役割を終える時期に来ております。土地を先買いするメリットは、もう終わったのです。むしろ議会の承認を受けずに用地の取得ができる土地開発基金の運用は、その時々のおいづきの計画を助長しているのではないのでしょうか。子育て広場として購入された土地建物は、必要とされるひたち野地区ではなく高齢化が進む地区にあり、ボランティアの活動拠点として購入された筑波銀行跡地は、駐車場としてさえ、余り活用

されていない状況に見えます。

こうした土地購入が先にありきとしか見えない事業ばかりでは、柔軟な市政運営と言いながら、長期のまちづくりや財政計画にも影響を与えるものとなってしまいます。全国各地の自治体で土地開発公社の解散や土地開発基金の廃止が行われていることからわかるように、支障は出ないものと考えます。健全な市政運営のためにも、土地開発基金条例を廃止すべきと考えます。

前条例では、多くの方が反対をされましたが、一言の反対討論もなく反対をするというのは、議員としての姿勢としていかがなものかと思えます。この条例でも反対される方が出るかもしれませんが、ぜひその論拠となる反対の理由をお示しいただくとともに、その反対討論がないということは、全議員の賛成が得られると私は確信しております。議員の皆様の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） 議員提出議案第10号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

昨年の9月議会におきまして、議員提出議案、土地開発基金廃止条例が1票差で可決をされました。しかし、池邊市長は異議があるとして昨年10月、牛久市として初めて審議をやり直す再議に付すこととしました。通常は議会の議決を厳粛に受けとめるものであり、この再議は全国でも極めて数少ないものでありました。地方自治法では、議会の議決に異議がある場合、市長は再度の審議を求めることができます。しかも、この再議では出席議員の3分の2以上が賛成しなければ成立をしません。結果は、土地開発基金廃止条例は否決となり、池邊市長の思惑どおり、土地開発基金は復活することになってしまいました。

ほかにも重要な議員提出議案があったにもかかわらず、この土地開発基金だけを審議するために、初めて休日である日曜日に臨時議会の開催が強行をされました。土地開発基金はバブル崩壊後、多額の不良債権となり、各自治体がその後始末に苦慮したことは記憶に新しいところであり、茨城県におきましても既に廃止となっているものです。民間企業におきましても、土地取引案件の手續につきましても、他の案件とは別枠で極めて厳正な審査を励行をいたしております。

議会の承認を必要とせず使い勝手のよい財布のように極めて透明性を欠き、あの小坂城址のときにも使われた、この土地開発基金は一日も早く廃止すべきものと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 議員提出議案第10号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についての賛成討論であります。

御承知のとおり、執行部と独立対等の関係にある議会には、その重要な機能として地方自治体の基本事項を決定・議決する団体意思の決定機関と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあります。市の最高責任者であり、最高権力者でもある市長の運営する市政を監視し、チェックするのは言うまでもなく議会の役割です。

土地開発基金を使つての小坂城址等の用地買収は、市政最大の疑惑となり、いまだ解明されていないと判断をしております。市民からは、議会は何をやっているのか、チェック機能が果たされていないと厳しい批判の声が寄せられております。まさに土地開発基金条例がもたなっていることでもあります。市長は土地開発基金は議会にかけずに土地が買えるので、こんな便利なことはないと言っており盛んに言っております。

議会の議決は、2,000万円以上、5,000平米以上が議決案件で、土地開発基金条例では2,000万円以下の不動産または動産、5,000平米以下の土地については議会にかけずに購入できるものとなっていることから、多くの問題が起きてくると判断をしております。

事後報告で土地開発基金で購入した土地と地籍等が報告されるようになりましたが、購入の過程で何が行われているのか、本当に必要な計画に基づいた土地購入なのか、市民の目からはわかりません。事後報告をもって透明性が図られているというのは、説明になっておりません。何が透明性なのか、何が癒着の温床なのか、わかっているにもかかわらず、このような土地買収が行われていると指摘せざるを得ないわけであります。

茨城県の条例は、平成22年3月31日に廃止をされました。その理由は、基金活用による土地の取得が減少するなど設置の必要性が希薄となったことから、茨城県土地開発基金を廃止するとしております。また、全国各地で廃止されている事例は多々あります。その理由は、現在の行政運営において先行用地取得の必要性が薄れており、土地開発基金については所期の役割を終えたものとして同基金を廃止するとしております。これは愛知県のア西市、また近年、地価の下落傾向が続いており、土地を先行取得する効果が薄れていることから廃止するとしたのが、岩手県の北上市であります。このように、時代に合わず条例そのものが必要ないということでもあります。

また、近隣の市町村、利根町では、基金廃止に伴う質疑が行われました。そこでは、現在道路の拡幅などで土地を購入することを行っておりますが、土地の不動産鑑定などを行って価格を決めて、その都度購入するということができますし、先行して買わなくても現在は土地の確保は円滑にできておりますので、そういう目的はないということで、制度につきましても、もし必要であれば、財政調整基金のほうを繰り入れいたしまして土地の購入を行っていくということで、制度としては必要ないと、そのように考えております。これが利根町で土地開発基金を廃止するときの質疑の答弁であります。

全国、そして県内の状況と牛久市の状況は全く違うということではないと思います。土地代が牛久だけが上がっているのか。そうまでして多くの土地を焦って買わなければならない理由が明確ではありません。

さらに、牛久市は総合計画を定めております。その中で、3年の実施計画も定めております。しかし、これまで牛久市が土地開発基金で購入してきた土地は、この実施計画に沿っていないものがほとんどだと言わざるを得ません。何のために、そして多くの税金と労力を使って作成された牛久市総合計画が全く無に化してしまうと言わざるを得ないのであります。議会のチェック機能を低下させるような土地開発基金は、即時廃止すべきと考えます。

以上のような観点から、議員各位の御賛同を心からお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第10号について採決いたします。

議員提出議案第10号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第10号は否決されました。

次に、日程第12、決議案第7号を議題といたします。

決議案第7号 ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の開催を求める決議について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。14番小松崎 伸君。

〔14番小松崎 伸君登壇〕

○14番（小松崎 伸君） 決議案第7号、ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の開催を求める決議案。

昨年12月議会で、「ひたち野地区の中学校新設に関するひたち野地区住民説明会の開催を求める決議」が、全会一致で可決されました。

そこで教育委員会は、ことし1月31日に「学校施設整備に関する住民説明会」という表題で説明会を開催しました。しかし、その内容は区画整理事業と下根中学校の歩みだけで、開催の周知徹底、余裕のある時間設定がないまま、保護者、地域住民が十分納得できる説明、意見交換はありませんでした。

そして、市議会議員選挙直前の3月議会では、「ひたち野地域の中学校新設にかかわる住民説明、意見交換会の開催を求める請願」が、10対10の同数により議長裁決で不採択となりました。と同時に「ひたち野地区中学校問題に係る住民の意見を聞く機会を求める決議」が、議長裁決により可決されました。

その後、住民の意見を聞く機会もないまま、市議会選挙後の先月の6月議会では、地域住民や保護者から出された「ひたち野地区の中学校新設問題に関する住民説明会の開催を求める請願」は、賛成10対反対11の賛成少数により不採択となりました。

このように、半年前は議会決議で全会一致だったものが、議会選挙で改選されたとはいえ、地域住民や保護者の心からの叫びである請願が先月否決されたことは、まことに痛恨のきわみであります。

そこで、牛久市議会は、市執行部に対し以下のとおり要求をします。

記

1. 牛久市はひたち野地区の住民に対し、ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会を、平成27年8月31日までに開催すること。
2. 上記の説明会を開催するために、開催日の半月前までにひたち野地区住民に対し開催を周知徹底すること。
3. 上記の説明会に市長が責任を持って出席すること。

以上、決議をいたします。（拍手）

○議長（市川圭一君） お静かにお願いいたします。

以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第7号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第7号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、決議案第7号に対する賛成討論を行います。

ひたち野地区に中学校の新設は、地域住民の切なる願いです。それは、この地域を永住の地として選んだ1つが、新しい中学校の建設が予想図にあったからです。同僚議員の一般質問においても指摘をされました中学校1校、小学校2校の建設を含むひたち野中央市街化予想図作成は、当初から現地事務所、北部開発事務所を設置をし、当時の住都公団、権利者同意のもとでつくられたものは明らかです。それをURが勝手につくったものだ、市は関係ないと、このように答弁いたしました。市として予算をつけ、職員を派遣していたのは事実であります。それを市とは全く関係ないと発言は、到底納得できるものではありません。市が一方的に破棄をした結果として、ひたち野うしく小学校、中根小学校、下根中学校が大規模化した責任は市にあると言わざるを得ません。

市は、再三にわたり中学校の新設はないと、このように答弁を繰り返しています。しかし、地域住民は、増築ではなく中学校の新設を望んでおります。それは、昨年6月議会に約1,500筆近い署名が短期間に集められたことにも象徴されております。その後も署名は届けられておりました。

さらに、昨年12月議会では、ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の決議が全会一致で可決をされ、その後に開かれました住民説明会では、住民が納得できるものとなっていないことが、先ほどの提案理由の中にあります。

さらに、市議会議員選挙直前の3月議会では、住民からの請願が10対10となり、議長裁

決で不採択とされました。同時に行われました議員が提案をした決議、10対10の可否同数となり議長裁決で可決するなど、市民からは、議会は市民の請願を何と考えているのか、議員みずからの要求だけを通すのか、このように言われかねません。

改選後の6月議会では、住民説明会を求める請願が賛成少数、10対11で不採択とされました。子育て・教育日本一を名実ともに実現するためにも、ひたち野地区への中学校新設に関し住民説明会を開催し、住民の要望をかなえるべきです。

党派を超えた議員各位の御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 決議案第7号について、賛成の立場から討論をいたします。

私は、子供たちの教育環境を守り、牛久市を住みたいまち、住み続けたいまちにする上で、ひたち野地区の中学新設は必須であると認識しているわけでありますが、この問題を考える上で感じるのが、情報が不足しているということです。確かに牛久市では中学校の問題を含め、さまざまな広報紙が投函されるのでありますが、その内容の中には正確性に疑問符がつくものも含まれております。

先日、6月定例会におきまして同僚議員からも指摘がありましたが、平成26年12月15日、「牛久市教育委員会からのお知らせ」と題するチラシの中で、学校の分離新設の補助を受ける際、申請時に必要な条件といたしまして、①通学区の変更ができない、②25学級以上の大規模校であること、③過大規模校になる見込みで、かつその状態が相当期間継続すると見込まれること、以上3点が掲げられておりますが、いずれの条件も国庫補助事業の手引書であります、公立学校施設整備事務ハンドブックの中に根拠が見出せず、特に②25学級以上の大規模校であることに関しましては、中根小の分離新設を決めた際のクラス数は22でありますので、まさに牛久市の事例において25学級以上という条件は絶対的でないことが証明されているわけであります。

この補助金申請の条件を一例としまして、正確な情報は議論に必要不可欠です。国庫補助の条件がつかめないプールなどの設備を他施設と共用とした場合の建築費も不明確という状態では、正確な議論が成立しないのではないのでしょうか。

議会の中におきましても、不明な点が残るわけでありますので、市民の方にはなおさら情報が伝わっておりません。先般、1月、中学新設に関する説明会は、本来と関係の薄いひたち野地区の歴史、下根中の教育成果などに時間を割く不十分なものでありました。

そこで、再度説明会を開催していただき、先ほど述べました費用の面、本当はどういうことになっているのかということ进行调查していただいた上、本質の部分を明らかにする充実した説明会になることを期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 決議案第7号の賛成討論を行います。

この間、このひたち野地区の中学校新設問題に関して、市長を初めとする市執行部、そして教育委員会の説明というものは、ころころと変わる。全く節操のない説明ではなかったかというふうに思います。

例えばクラス数の問題については、9月ごろには過大規模校というものを想定をして対策を立てないといけない、このようにしていたものを、1月の住民説明会では急遽、過大規模校にはならない、このように変えてしまいました。そして、さらにことしの6月の議会では、増設をするにしても、何回やる必要があるのかということについて答えてこなかったにもかかわらず、6月には急遽、1回で済むと。このようにクラス数そのものが短期間にころころ変わっていく。

さらに、新設費用、この問題については、より顕著なものであります。9月段階では、50億円以上と、このようにチラシなどで表明していました。それが昨年の12月の懇談会、これは住民説明会に先立って行われたものです。そこでは、何と54億円という数字が出されました。そして、そのことについてことし6月の議会で追及をすると、今度は45億円、数字自体がこのように大きく短期間に变化する。こんなことで牛久市民が信用して聞いていることができるでしょうか。

ちなみに、私はつくば市の学校施設整備計画というものを拝見をさせていただきましたが、つくば市においては、中学校の新設というものについて、1校当たりの想定額は25億円であります。牛久市は50億円でも倍、54億円などというものは倍以上、一体いつから牛久はそんなに物価が上がってきたのでしょうか。つくば市よりも牛久市のほうが土地が高いのでしょうか。ある市民はこう言っています。そんなむちゃくちゃな値段をつけて、もし仮に執行したとした場合、その差額は誰の懐に入るんだと。このような指摘をする市民もおられます。

今回、この決議案の中で、牛久市は住民説明会を8月31日までにわかりやすい形で事前に予告をして開催するよにということがありました。これは、この中にありますように、前回の1月31日のものが、学校施設整備に関する住民説明会などという大変地区住民からすれば

わけのわからない名称で開催をされた、こういった経過があるので、このように言っているのではないかというふうに思います。

そして、時間についても、1時間半などという短時間ではなく、きちっとした住民からの話も聞けるように時間を設定すること、そして市長は隠れてこそこそ聞いているなどということではなく、きちっと出席をして住民の話を聞き、答える。このような説明会をぜひ開催すべきだろうというふうに思います。

議員各位の賛同を心からお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の開催を求める決議案についての賛成討論であります。

私が言いたいのは、まず議会とは何なのか、議員の仕事は何なのかということ、しっかりと認識をしてほしいということであります。私たち議会議員は、市民の要求を聞き、そしてその実現を図るために議会活動を行っております。何度も申し上げますが、地方自治体、憲法で定める地方自治の本旨、住民自治、団体自治というのがあります。当然これは住民が主人公ということであります。市長が主人公でもありません。議員が主人公でも、職員が主人公でもありません。当然住民が主人公でありますから、住民が要求する、それら説明会には当然早急に行うのが地方自治体、牛久市としての役割であります。

さきの3月議会では、ひたち野地区中学校問題にかかわる住民の意見を聞く機会を求める決議が採択をされました。その後、改選はされましたが、その決議案を提案した議員、そしてまたそれに賛成した議員がここの議場におられます。6月議会でも不採択とした請願書、なぜ不採択にしたのか。反対討論もなく、何で反対なのかかわからない不採択でありました。これが議会議員としての仕事でありましょうか。議員としての資質を疑うものであります。

議員の本来の仕事を果たす上でも、今回の決議案に対し、そして地域住民の要望に応えるためにも、この決議案を採択していただきたい。もしできないならば、反対討論で明確にしてもらいますよう議員各位に訴え、私の賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第7号について採決いたします。

決議案第7号、ひたち野地区の中学校新設に関する住民説明会の開催を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、決議案第7号は否決されました。

次に、日程第13、決議案第8号を議題といたします。



決議案第8号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、決議案第8号について提案を述べます。

「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会は、平成26年11月21日に設置をされ、平成27年3月30日まで12回委員会を開催しましたが、最終的な報告をせずに消滅しました。市民からは「委員会を開催しながら、市民に報告がないのは税金の無駄遣いではないか」、このような声さえ上がっています。市民はいまだこの問題に納得していません。

議会として、答弁等の事実関係を調査し、土地購入に関し出されている疑問点の調査を進めるとともに、税金の流れを明確にし調査報告をまとめ、公表することが、市民の負託に応えることです。そのために、調査特別委員会の設置を決議し、委員会の設置を求めるものです。以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第8号については、常任委員

会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 今日、議会の責務とは何なのか、地方議会や議員はどうあるべきか、今ほど問われているときはありません。御承知のように、議員には2つの大きな役割があります。1つには、市民の切実な要求を市政に届け、実現を図ることであり、2つ目には、議会のチェック機能を果たすことでもあります。

議会改革が今全国で進められている柱の中に、行政となれ合わない議会の必要性、そしてさらに実効性のあるチェック機能を持つ議会が求められているところです。

提案理由にもありますように、前期12月議会において設置されていた百条委員会が3月の最終まとめの段階で11名の議員によるボイコットで消滅したことは、大問題であります。議会は何をしているのかと、市民から大きな批判が寄せられているところです。

牛久市議会において、市民が納得できる小坂城址の事実解明を求め、調査特別委員会の設置を決議し、委員会の設置を求めるものです。決議に賛成討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 決議案第8号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、賛成の立場から討論を行います。

この小坂城址土地購入に関しては、3月31日に流会のあげく消滅させられてしまった小坂城址土地購入に関する調査特別委員会、4月に行われた市議会議員の選挙期間中、私は多くの市民の方からお叱りを受けました。このようなきちんと報告も出せないような議会では、議会なんか要らないのではないかと、こんな状況では投票率なんか上がるはずもない、こうした厳しいお叱りの言葉でありました。

税金を使って設置された委員会が、委員会の使命を何ら果たすこともなく終了してしまったことに、市民は納得しておりませんし、このように市民の信頼を裏切ったままでよいのかと、投票率の結果にもあらわれていると考えざるを得ません。議会としては、市民の信頼に応える

べく、再度小坂城址土地購入問題と向き合い、調査を行い、市民に報告をすべきではないかと考えます。

議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 決議案第8号につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

ことし4月に市議会議員に選んでいただき思うことは、政治家は何事もオープンにしなければならないということです。私も規定に従い、自宅の住所、電話番号、さらに納税状況などの情報を提供しておるわけでありますが、もし疑問を持たれる事柄が出てきたという場合、情報を公開するという事は、なおさら必要になってくるわけであります。

本件、小坂城址土地購入は、数年のうちに土地の値段が十数倍になったというものであり、不自然な点があることは否めず、公的な場で説明をいただくということは必要になってくるのではないのでしょうか。検察による捜査が行われ、不起訴となったことは承知しております。しかし、三権分立の原則があるわけでありますから、同じ事柄について別の目的から調査するという事は認められているわけであります。

さらに、司法権たる裁判所という公開の場で無罪判決を得たというなら、まだ理解できますが、行政権たる検察というのは、基本的に密室捜査でありますから、どのような調査が行われたのか知ることは難しく、当事者たる市長においてさえ、不起訴になったという結果を知るのに時間がかかったということであります。ですから、市民の方は十分に状況を知ることはできないわけです。

そこで、やはり疑問を解消するという意味で、立法機関に準じる市議会におきましても、再度説明をいただくべきである旨を述べ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第8号について採決いたします。

決議案第8号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、決議案第8号は否決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第3回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 長 田 麻 美

署名議員 山 本 伸 子